

◎新潟県告示第982号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

平成29年8月29日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 知事指定薬物の名称

- (1) 1-（5-フルオロペンチル）-N-フェニル-1H-インドール-3-カルボキサミド（通称名：L T I-701）及びその塩類
- (2) 2-（2-フルオロフェニル）-2-（メチルアミノ）シクロヘキサン-1-オン（通称名：2-Fluorodeschloroketamine、2-FDCK）及びその塩類
- (3) 3-エチル-2-（3-フルオロフェニル）モルフォリン（通称名：3F-Phenetrazine、3-FPE）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

平成29年8月30日